

広島県告示第九百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和二年八月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

世羅郡世羅町大字下津田字明神山一〇一四四の七、一〇一四五の三〇

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅